

令和元年6月26日

福祉部長寿応援課

枝川高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の選定手続きについて

枝川高齢者在宅サービスセンターについて、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区高齢者在宅サービスセンター条例」に基づき、平成17年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和元年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区枝川高齢者在宅サービスセンター	江東区枝川1丁目8番15-101号

2 指定期間

指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月28日まで

3 選定方法

公募による選定とする。

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和元年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和元年10月	第三回区議会定例会で指定議案の議決
令和2年3月	協定書の締結
令和2年4月	指定管理者による運営開始